

# 改正労働法徹底解説

## VI. 外国人の就労

---



# VI. 外国人の就労

## 1. 発給対象外の外国人

### 1.1 現行法

- 対象外（注：労働許可書の取得不要）となるのは下記の者である（同法第172条）。
  - ① 有限会社の出資者あるいは所有者
  - ② 株式会社の取締役会会長と取締役
  - ③ 国際機関、NGOのベトナム駐在員事務所・プロジェクトの代表者
  - ④ 販売活動を目的とした3ヵ月未満の滞在者
  - ⑤ 生産・経営に影響を与えたり、その恐れが生じたりする事故や複雑な技術的な不測の事態が生じ、ベトナムの専門家と在ベトナムの外国人専門家では処理できない場合に、その処理を目的とした3ヵ月未満の滞在者
  - ⑥ 弁護士法の規定に基づき、ベトナムで弁護士業の許可書発給を受けた者
  - ⑦ ベトナムが加盟した国際条約の規定に基づく者
  - ⑧ ベトナムで学習する生徒・学生の就労者
  - ⑨ 政府の規定に基づくその他の者

### 1.2 新法

- 新法での修正箇所は以下の通りである（同法第154条）。
  - ① 有限会社の出資者あるいは所有者で、**政府の規定に基づく資本価値の出資者**
  - ② 株式会社の取締役会会長と取締役で、**政府の規定に基づく資本価値の出資者**
  - ③ 国際機関、NGOのベトナム駐在員事務所・プロジェクトの代表者、**あるいは活動の主責任者。**
- また、⑧は生徒・学生の就労者でなく、ベトナム人と婚姻した外国人で、ベトナムで生活する者となっている。

# VI. 外国人の就労

## 1. 発給対象外の外国人



### 注意点

- ❑ 出資者について条件が追加された理由は、労働許可書を免除するために少額出資する者を、規制したと考える。
- ❑ 現行法の施行細則に基づき、以下の者なども発給の対象外であるが（政令No.11/2016/ND-CP第7条）、新法においてどうなるかは、現時点では不明である。
  - ①経営、情報・通信、建設、流通、教育、環境、金融、医療、観光、文化・娯楽、運輸のサービス11分野の企業に12ヵ月以上勤務後の社内異動者
  - ②政府開発援助（ODA）案件の専門家
  - ③専門家、経営者、最高経営責任者（CEO）あるいは技術者で、連続で30日未満、年間合計で90日を超えない滞在者。
- ❑ ベトナム人と婚姻した者は発給の対象外となるが、その条件や申請手続きなどは、施行細則の公布を待たねばならない。

# VI. 外国人の就労

## 2. 有効期間、延長

### 2.1 現行法

- ❑ 労働許可書の期間は最長2年となっているが（同法第173条）、その延長手続きについては労働法には記載がない。
- ❑ 延長手続きは施行細則に規定があり、労働許可書の期限の45日から5日前までに申請することになっている（政令No.11/2016/ND-CP第13条2項）。その手続きでは、人民委員会委員長による雇用の承認書など、新規申請とほぼ同様の書類が必要である。

### 2.2 新法

- ❑ 最長期間は現行法と同様に2年だが、その後2年を限度に延長することが可能である（同法第155条）。



#### 注意点

- ❑ 現行法での延長手続きは政令No.11/2016/ND-CP第14、15条に記載されている。

# VI. 外国人の就労

## 3. 失効する場合

### 3.1 現行法

- ❑ 労働許可書の期限切れ、雇用契約書の解除など8つの事例が記載されている（同法第174条）。

### 3.2 新法

- ❑ 発給された労働許可書の内容と異なる業務を行う場合が補則されている（同法第156条4項）。



#### 注意点

- ❑ 例えば、労働許可書上の職位は専門家であるのに、実際には営業を担当している場合など、指摘を受ける恐れがある。

## VI. 外国人の就労

### 注意事項

現行法は2013年5月に施行されたが、労働許可書の申請に関する施行細則（政令、通達など）が、その時点で公布されなかった為、申請手続きにおいては、申請書類を受理しない、地域によって申請書類の内容が異なるなど大きな混乱が生じた。